



宮崎県公報

平成20年3月31日(月曜日)号外第17号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

| | |
|---|---|
| ○宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則……………(総務課) 1 | 頁 |
| ○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則……………(財政課) 1 | |
| ○滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する 通知書の様式等に関する規則の一部を改正する 規則……………(税務課) 1 | |
| ○宮崎県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則……………(〃) 2 | |
| ○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(〃) 2 | |
| ○県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則 の一部を改正する規則……………(〃) 5 | |
| ○宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正 する規則……………(〃) 5 | |
| ○物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正 する規則……………(総務務センター) 5 | |
| ○理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部 を改正する規則……………(衛生管理課) 6 | |
| ○宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する 規則……………(宮農支援課) 7 | |
| 告 示 | |
| ○財務規則に基づくかいの指定の一部改正……………(財政課) 7 | |

訓 令

| | |
|--|--|
| ○宮崎県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する 訓令……………(秘書広報課) 7 | |
| ○公印規程の一部を改正する訓令……………(総務課) 7 | |
| ○文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(〃) 8 | |
| ○歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令……………(〃) 8 | |
| ○宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令……………(〃) 8 | |
| ○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令……………(行政経営課) 8 | |
| ○宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正す る訓令……………(〃) 11 | |
| ○高速道対策局設置規程等を廃止する訓令……………(〃) 12 | |
| ○宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式 を定める規程の一部を改正する訓令……………(財政課) 12 | |
| ○宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する 訓令……………(総務務センター) 16 | |
| ○宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキ ュリティ規程の一部を改正する訓令……………(市町村課) 16 | |
| ○宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正す る訓令……………(情報政策課) 16 | |
| ○宮崎県工事検査規程の一部を改正する訓令……………(技術検査課) 16 | |
| 人事委員会規則 | |
| ○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規 則……………16 | |

規 則

宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十三号

宮崎県庁舎等管理規則の一部を改正する規則

宮崎県庁舎等管理規則(昭和三十五年宮崎県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「宮崎県税務所分室庁舎」を「宮崎県税・総務事務所分室庁舎」に、「宮崎県税事務所長」を「宮崎県税・総務事務所長」に、「所在する県税事務所」を「所在する県税・総務事務所」に、「中央福祉相談センター庁舎」を「福祉子どもセンター庁舎」に、「中央福祉相談センター所長」を「当該福祉子どもセンター所長」に、

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 総合保健センター庁舎及びその敷地 | 中央保健所長 |
| 総合保健センター庁舎及びその敷地 | 中央保健所長 |
| 宮崎県農業改良普及センター庁舎及びその敷地 | 宮崎県農業改良普及センター所長 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十四号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則(昭和二十二年宮崎県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表二の項1中「土地改良区連合」の下に「(以下「土地改良区等」という。)」を加え、同項2中「土地改良区又は土地改良区連合」を「土地改良区等」に改め、「役員であること」の下に「及び土地改良区等の代表者の印鑑であること」を加える。

別表三の項中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|-----|
| 5 農林業法第三十七条の二十三第三項の規定により知事の経営事項の審査を受けた結果の証明 | 同 | 四居田 |
|---|---|-----|

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十五号

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部を改正する規則

滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則(昭和三十二年宮崎県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第二十号までの様式中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県納税貯蓄組合同規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十六号

宮崎県納税貯蓄組合同規則の一部を改正する規則

宮崎県納税貯蓄組合同規則(昭和三十五年宮崎県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第二号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県納税貯蓄組合同規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第二十七号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和二十九年宮崎県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「県税事務所長」を「県税・総務事務所長」に改め、同項第五号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改め、「職員」の下に「(県税に関する事務に従事する者に限る。)」を加える。

第七条中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

第二十条の二第一項及び第四項中「宮崎県税事務所長」を「宮崎県税・総務事務所長」に改める。

第二十一条第三項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

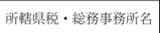
第三十二条の九第二項、第三十二条の十第二項及び第三十二条の

十一中「宮崎県税事務所長」を「宮崎県税・総務事務所長」に改める。

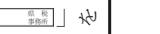
第三十二条の十二中「宮崎県税事務所」を「宮崎県税・総務事務所」に改める。

第五十六条の二、第九十条の三から第九十条の五までの規定、第九十条の六第三項及び第五項、第九十一条から第九十二条の二までの規定、第九十七条から第九十九条までの規定並びに第百条第三項中「宮崎県税事務所長」を「宮崎県税・総務事務所長」に改める。

別記様式第四号(その一)中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

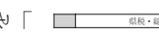
別記様式第四号(その二)中「」を「」に改める。

別記様式第五号(その一)及び別記様式第五号(その二)中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第五号(その三)中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「」を「」に、「」を「」に、「」を「」に改める。

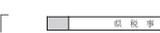
別記様式第五号(その三の二)中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「」を「」に改める。

別記様式第五号(その四)から別記様式第七号(その一)までの様式中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

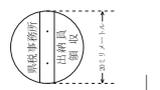
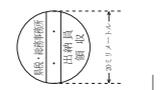
別記様式第七号(その二)中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「」を「」に、「」を「」に改める。

別記様式第七号(その三)中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「」を「」に改める。

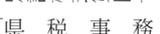
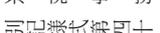
別記様式第八号(その一)中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第八号(その二)中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「」を「」に、「」を「」に改める。

別記様式第九号(その一)、別記様式第九号(その二)及び別記様式第十一号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第十二号中「」を「」に、「県税事務所」を「」に改める。

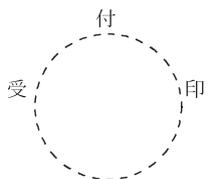
別記様式第十三号(その一)から別記様式第二十四号までの様式及び別記様式第二十六号から別記様式第三十八号の五までの様式中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第四十号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「」を「」に改める。

別記様式第四十一号から別記様式第四十九号までの様式、別記様式第五十一号(その一)から別記様式第五十三号までの様式、別記様式第五十五号から別記様式第六十五号までの様式、別記様式第六十七号、別記様式第六十八号、別記様式第七十号から別記様式第七十二号までの様式及び別記様式第七十二号の十から別記様式第七十一号(その二)までの様式中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第三百三十二号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「」を「」に、「」を「」に、

様式第 148 号の 3 (第 52 条関係)



県 民 税 徴 収 取 扱 費 計 算 書

県 税 ・ 総 務 事 務 所 長

殿

年 月 日

市 町 村 長



宮崎県税条例第 29 条の規定により、下記のとおり提出します。

| 年度 | 計算期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | | 提出期限 | 6・9・12・3 各月 15 日 | |
|---|---|-----------------|-------|-----|--------------------------------|------------------|--|
| 区 分 | 徴 収 取 扱 費 | | | 備 考 | | | |
| | 基 礎 | 算 定 率 | 金 額 | | | | |
| 1 納税義務者の数によるもの (1) + (2) | 納税義務者の数 | | 円 | | 納税義務者の数のうち、過年度について新たに賦課決定を行った分 | | |
| (1) 前年度分 (3 月 31 日現在の納税義務者数 - 当初課税時の納税義務者数) | 人 | | 円 | ① | 人 | | |
| (2) 本年度の当初課税時の納税義務者数による分 | 人 | | 円 | A | 人 | | |
| | 6・9・12 月 A × 1/4 3 月 A から 6・9・12 月の交付額を控除した額 | | | ② | 円 | | |
| 2 過誤納金に相当する金額 (平成 19 年度以後の年度分に係る歳出還付分) | 還 付 金 の 額 | あん分率 | 円 | ③ | 左のうち延滞金額 | 過少申告加算金 | |
| | | | 円 | | 円 | 円 | |
| 3 過誤納金に係る還付加算金に相当する金額 | 還 付 加 算 金 の 額 | あん分率 | 円 | ④ | 左のうち不申告加算金 | 重加算金 | |
| | | | 円 | | 円 | 円 | |
| 4 納期前納付に対する報奨金に相当する金額 | 報 奨 金 の 額 | あん分率 | 円 | ⑤ | 納期前納付額 円 | | |
| 5 配当割額又は株式等譲渡所得割額に係る控除額のうち、所得割から控除できずに市町村が還付又は充当した額 | 還 付 ・ 充 当 額 | | 円 | ⑥ | 円 | | |
| 6 過年度に行つた賦課決定を取消した納税義務者数分の精算 | 納税義務者の数 | | 円 | | | | |
| | (1) 平成 19 年度及び平成 20 年度の賦課決定に係る分 | 人 | 4,000 | ⑦ | 円 | | |
| | (2) 平成 21 年度以降の賦課決定に係る分 | 人 | 3,000 | ⑧ | 円 | | |
| 合 計 | | | | | 円 (①+②+③+④+⑤+⑥-⑦-⑧) | | |

(注意)

- この様式は、平成 19 年度以降課税分に係る徴収取扱費を算定する際に使用するものとし、平成 18 年度以前課税分に係る徴収取扱費を算定する際には平成 19 年 4 月 1 日改正前の様式を使用する。
- 1 (1) 及び (2) の納税義務者の数については、退職所得の分離課税に係る人数を含まないものとし、かつ、同一納税義務者が普通徴収と特別徴収の両方により個人県民税を納付し、又は納入している場合は、あわせて 1 人と計上すること。
- 1 (1) は 6 月提出分のみ記入すること。
- 1 (1) は 0 以下になる場合でも記入すること。
- 1 の備考及び 6 については、同一納税義務者に係る複数年度分の賦課決定又は課税取消しがあつた場合は、それぞれ各年度ごとに 1 人として計上すること。

別記様式第百四十九号から別記様式第百五十一号までの様式、別記様式第百五十二号の二、別記様式第百五十二号の四、別記様式第百五十三号から別記様式第百五十八号(その二)までの様式、別記様式第百六十号(その一)から別記様式第百六十一号の四までの様式、別記様式第百六十一号の六、別記様式第百六十一号の七、別記様式第百六十四号、別記様式第百六十五号、別記様式第百六十七号から別記様式第百六十九号までの様式、別記様式第百七十一号、別記様式第百九十三号、別記様式第百九十四号及び別記様式第百九十五号の二中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第百九十六号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に、「や申請するに、この証明書は提示してください」を「の際、この証明書が必用です」に改める。

別記様式第百九十六号の二(その一)から別記様式第百九十八号までの様式、別記様式第二百二号の三から別記様式第二百七号までの様式、別記様式第二百十号から別記様式第二百十一号までの様式、別記様式第二百十三号、別記様式第二百十四号、別記様式第二百十六号、別記様式第二百十七号及び別記様式第二百二十号から別記様式第二百二十三号までの様式中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第二百二十四号中

「」を「」に、「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第二百二十五号中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。(用紙に関する経過措置)
2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎規則第二十八号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則(昭和三十九年宮崎規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県税事務所長」を「県税・総務事務所長」に改める。

別記様式第一号(その一)から別記様式第三号(その三)までの様式及び別記様式第五号(その一)から別記様式第六号までの様式中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。(用紙に関する経過措置)
2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

る用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎規則第二十九号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則(平成十七年宮崎規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

別記様式第一号から別記様式第九号までの様式及び別記様式第十一号から別記様式第二十五号までの様式中「県税事務所」を「県税・総務事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。(用紙に関する経過措置)
2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎規則第三十号

物品の購入等の事務に関する規則の一部を改正する規則

物品の購入等の事務に関する規則(平成十年宮崎規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(部局」という。)」の下に「並びに同条第一号に規定する(同号アに規定する出先機関であつて宮崎県内に所在するものに限る。))及び別表第一に掲げる出先機関等(以下「出先機関等」という。))」を加え、「別表」を「別表第二」に改め、同条第二項中「(部局)」の下に「及び出先機関等」を加える。

第三条に次の一項を加える。

- 2 出先機関等の長は、物品の購入の必要が生じたときは、その都度、物品購入要求書を県税・総務事務所又は西臼杵支庁の長(以下「県税・総務事務所長」という。)に提出して、当該物品の購入を要求しなければならない。

第四条第一項中「総務事務センター課長」の下に「及び県税・総務事務所長」を加え、同条第二項中「総務事務センター課長」の下に「及び県税・総務事務所長」を、「部局の長」の下に「又は出先機関等の長」を加える。

第五条中「部局の長」の下に「及び出先機関等の長」を、「ただし」の下に「、部局において」を加える。

第六条第一項を次のように改める。

購入した要求物品の検査は、総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が行う。ただし、総務事務センター課長又は県税・総務事務所長が、部局又は出先機関等に直接納品を行うことが適当と認められた要求物品の検査は、部局の長又は出先機関等の長が行う。

第六条第二項中「前項本文」を「前項ただし書」に、「部局以外

の機関」を「出先機関等」に改め、「総務事務センター課長」の下に「又は県税・総務事務所長」を加える。

第七条中「総務事務センター課長」の下に「及び県税・総務事務所長」を加え、「前条第一項ただし書」を「前条第一項本文」に改め、「当該部局の長」の下に「又は出先機関等の長」を加える。

別表十四の項中「総務事務センターで」を「総務事務センター又は県税・総務事務所で」に改め、「部局」の下に「又は出先機関等」を加え、「総務事務センター課長」の下に「又は県税・総務事務所長」を加え、同表中十八の項を削り、十九の項を十八の項とし、二十の項を十九の項とし、同表を別表第二とする。

附則の次に次の一表を加える。

別表第一 (第二条関係)

| |
|--------------------|
| 総合農業試験場畑作園芸支場 |
| 総合農業試験場茶業支場 |
| 総合農業試験場重熟常作物支場 |
| 総合農業試験場兼草・地域作物センター |
| 病害虫防除・肥料検査センター |
| 畜産試験場川南支場 |
| 水産試験場生物利用部小林分場 |

別記様式中「総務事務センター課長」を「総務事務センター課長(県税・総務事務所長)」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第三十一号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則

(理容師法施行細則の一部改正)

第一条 理容師法施行細則(平成十二年宮崎県規則第五百二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、理容師法施行規則」を「及び理容師法施行規則」に改め、「及び理容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第五号。以下「指定規則」という。)」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第五条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第五号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第六号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「別記様式第七号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第七条第一項中「別記様式第八号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「別記様式第九号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「別記様式第十一号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「別記様式第十二号」を「別記様式第十号」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「、指定規則」及び「又は養成施設」を削り、同条を第九条とする。

別記様式第二号及び第三号を削る。

別記様式第四号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第五号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第六号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第七号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第八号中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第九号中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第十号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第十一号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第十二号中「(第10条関係)」を「(第8条関係)」に、「第11条の」を「第9条の」に改め、同様式を別記様式第十号とする。

(美容師法施行細則の一部改正)

第二条 美容師法施行細則(平成十二年宮崎県規則第五百二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、美容師法施行規則」を「及び美容師法施行規則」に改め、「及び美容師養成施設指定規則(平成十年厚生省令第八号。以下「指定規則」という。)」を削る。

第三条及び第四条を削る。

第五条第一項中「別記様式第四号」を「別記様式第二号」に改め、同条第二項中「別記様式第五号」を「別記様式第三号」に改め、同条第三項中「別記様式第六号」を「別記様式第四号」に改め、同条を第三条とする。

第六条中「別記様式第七号」を「別記様式第五号」に改め、同条を第四条とする。

第七条第一項中「別記様式第八号」を「別記様式第六号」に改め、同条第二項中「別記様式第九号」を「別記様式第七号」に改め、同条を第五条とする。

第八条中「別記様式第十号」を「別記様式第八号」に改め、同条を第六条とする。

第九条中「別記様式第十一号」を「別記様式第九号」に改め、同条を第七条とする。

第十条中「別記様式第十二号」を「別記様式第十号」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「、指定規則」及び「又は養成施設」を削り、同条を第九条とする。

別記様式第二号及び第三号を削る。

別記様式第四号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第二号とする。

別記様式第五号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第三号とする。

別記様式第六号中「(第5条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を別記様式第四号とする。

別記様式第七号中「(第6条関係)」を「(第4条関係)」に

改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第八号中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第九号中「(第7条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を別記様式第七号とする。

別記様式第十号中「(第8条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を別記様式第八号とする。

別記様式第十一号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を別記様式第九号とする。

別記様式第十二号中「(第10条関係)」を「(第8条関係)」に、「第10条の」を「第8条の」に改め、同様式を別記様式第十号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の理容師法施行細則及び美容師法施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第三十二号

宮崎県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

宮崎県農業改良資金貸付規則(平成十四年宮崎県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「」を「」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓 令

宮崎県告示第二百六十号

財務規則に基づくかいの指定(昭和三十九年宮崎県告示第二百十四号)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

第三号を次のように改める。

三 県税・総務事務所

第五号を次のように改める。

五 福祉事務所

第八号を次のように改める。

八 削除

第六十七号を次のように改める。

六十七 福祉子どもセンター

訓 令

宮崎県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第三号

本 庁
各 出 先 機 関

宮崎県広報広聴事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮崎県広報広聴事務取扱規程(平成十九年訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「及び室」を削り、「総合政策本部秘書広報課長」を「県民政策部秘書広報課長」に改める。

第五条、第八条第一項及び第二項並びに第十条中「総合政策本部長」を「県民政策部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

公印規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第四号

本 庁
各 出 先 機 関

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程(昭和三十七年訓令第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「室」を「課内室」に改める。

第十二条中「(総合政策本部長を含む。)」を削る。

別表中

| | | | |
|--------|---|--------|---|
| 消防保安課長 | を | 消防保安課長 | に |
|--------|---|--------|---|

| | | | | | |
|-------------|-------------|-----|----|--------|-------------------------------------|
| 宮崎県副知事印 | 宮崎県副知事印 | 方27 | 1 | 一般公文書用 | 総務部 総務課長 |
| 宮崎県総合政策本部長印 | 宮崎県総合政策本部長印 | 方21 | 1 | 一般公文書用 | 総合政策課 課長 |
| 宮崎県各部長印 | 宮崎県各部長印 | 方21 | 各1 | 一般公文書用 | 部内各課の連絡調整に 関する事務 を担当する 課の長 |

| | | | | | |
|---------|---------|-----|----|--------|-------------------------------------|
| 宮崎県副知事印 | 宮崎県副知事印 | 方27 | 1 | 一般公文書用 | 総務部 総務課長 |
| 宮崎県各部長印 | 宮崎県各部長印 | 方21 | 各1 | 一般公文書用 | 部内各課の連絡調整に 関する事務 を担当する 課の長 |

| | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 |
| 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 | 宮崎県県税事務所印 |

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

文書取扱規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第五号

文書取扱規程の一部を改正する訓令

文書取扱規程(平成二年訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「部等設置条例」を「宮崎県部設置条例」に、「部等及び」を「部及び」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 課 組織規則第五条に規定する局(危機管理庁、こども政策局及び観光交流推進局を除く。)及び課、組織規則第五条の二に規定する課内室並びに組織規則第六条第二項に規定する課をいう。

第二条第六号及び第七号を次のように改める。

六 次長 組織規則第二百六十三條第四項に規定する次長及び同条第六項に規定する局長をいう。

七 課長 組織規則第二百六十三條第八項に規定する課長、同条第十項に規定する室長及び組織規則第二百六十六條第二項に規定する局次長をいう。

第二条中第二十一号を第二十二号とし、第八号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 課長補佐 組織規則第二百六十三條第十二項に規定する課長補佐をいう。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第六号

歴史資料文書管理規程の一部を改正する訓令

歴史資料文書管理規程(平成十二年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 課 組織規則第五条に規定する局(危機管理庁、こども政策局及び観光交流推進局を除く。)及び課並びに組織規則第六条第二項に規定する課をいう。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第七号

宮崎県電子署名規程の一部を改正する訓令

宮崎県電子署名規程(平成十七年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号中「(総合政策本部長を含む。以下同じ。)」を削り、同項中第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 こども政策局長

七 企業立地推進局長

八 観光交流推進局長

別表中

「危機管理局長 危機管理庁危機管理室長」を

| | |
|----------|---------------|
| 危機管理局長 | 危機管理庁危機管理室長 |
| こども政策局長 | こども政策局こども政策課長 |
| 企業立地推進局長 | 企業立地推進局次長 |
| 観光交流推進局長 | 観光交流推進局観光推進課長 |

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第八号

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程(昭和四十年訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「(総合政策本部にあつては、本部長)」を削り、同条中第十五号を第十九号とし、同号の前に次の二号を加える。

十七 主務次長 当該事務を主管する次長をいう。

十八 主務局長 当該事務を主管する局長をいう。

第二条中第十四号を第十六号とし、同条第十三号中「、副場長又は副館長」を「又は副場長」に改め、同号を同条第十五号とし、同条中第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第九号中「課に」を「局及び課に」に、「課長」を「局長及び課長」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第八号を第十号とし、同条第七号中「第二百六十三條第八項」を「第二百五十三條第十二項」に改め、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 室長 組織規則第二百六十三條第十項に規定する室長をいう。

第二条第六号中「第二百六十三條第六項」を「第二百五十三條第八項」に、「第三項」を「第四項」に、「第七項及び第十項」を「第八項及び第十二項」に、「第八項」を「第七項」に、「別表第七から別表第七の三」を「から別表第七の二」に改め、「課長」の下に「及び組織規則第二百六十六條第二項に規定する局次長」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 局長 組織規則第二百六十二條第六項に規定する局長をいう。

第四条中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 局長は、別表第二に掲げる部長及び次長の専決することができる事項並びに別表第三(その一)に掲げる次長特定専決事項(担当事務に関する事項に限る。)について専決することができる。

4 室長は、別表第二(職員の服務等に関する事務の項にあつては、事項の欄3(室長の出張に係るものを除く。))に限る。)に掲げる課長の専決することができる事項(担当事務に関する事項に限る。)について専決することができる。

第五条中第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項を第十項とし、同項の前に次の一項を加える。

9 県税・総務事務所総務事務センター課長又は総務商工センター課長(以下「総務事務(総務商工)センター課長」という。)は、県税・総務事務所所長専決事項のうち別表第六の三に掲げる事務を専決することができる。

第五条中第七項を第八項とし、第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第七号及び第九号」を「第六号及び第八

号」に改め、「掲げる」の下に「当該支所に関する」を加え、同項を同条第四項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「第七号及び第九号」を「第六号及び第八号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、農林振興局の次長(農業改良普及を担当する次長に限る。)は、別表第四(第三号、第六号及び第八号を除く。)に掲げる事務(農業改良普及及び当該事務に従事する職員に関する事務に限る。)を専決することができる。

第十条第二項中「次長」の下に「局長」を加え、同条第四項中「第五条第六項」を「第五条第八項」に改める。
別表第一財務等に関する事務の項中

Table with 2 columns: Item description and checkboxes. Item 10: 関係財の取扱費に該当するかどうか. Item 11: 関係財の取扱費に該当するかどうか.

る。
別表第三(その一)統計調査課の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description and checkboxes. Item 12: 統計調査課の業務に該当するかどうか. Item 13: 統計調査課の業務に該当するかどうか.

別表第三(その一)財政課の項から国際政策課の項までを次のように改める。

Table with 2 columns: Item description and checkboxes. Item 14: 財政課の業務に該当するかどうか. Item 15: 財政課の業務に該当するかどうか.

Table with 2 columns: Item description and checkboxes. Item 16: 関係財の取扱費に該当するかどうか. Item 17: 関係財の取扱費に該当するかどうか.

別表第三(その一)児童家庭課の項を削り、同表健康増進課の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description and checkboxes. Item 18: 児童家庭課の業務に該当するかどうか.

別表第三(その一)森林整備課の項部長特定専決事項の欄中「(変更契約を含む。)」を削り、同項課長特定専決事項の欄中「(県行分収造林契約の)」の下に「解除及び」を加え、「(名義及び土地明細書記載事項の変更に伴うものに限る。)」を削り、同表観光・リゾート課の項を削り、同表労働政策課の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item description and checkboxes. Item 19: 労働政策課の業務に該当するかどうか.

別表第四第三号中「認定に関する事」の下に「(福祉事務所、農林振興局及び土木事務所(伊弉土木事務所、高岡土木事務所及び

西都土木事務所を除く。）を除く。）」を加える。
別表第五西臼杵支庁の項の前に次のように加える。

| |
|--|
| 県税・総務事務所 一 同一庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 |
|--|

別表第五西臼杵支庁の項の次に次のように加える。

| |
|--|
| 福祉こどもセンター 一 知的障害者に係る療育手帳の交付及び再交付に関すること。 |
|--|

別表第五児童相談所の項、みやざき学園の項及び知的障害者更生相談所の項を削り、同表精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

| |
|--|
| 児童相談所 一 児童に係る療育手帳の交付及び再交付に関すること。 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により児童福祉施設に入所している児童に係る治療用装具の交付に関すること。 三 児童に係る受診券の交付及び再交付に関すること。 みやざき学園 一 児童に係る受診券の交付及び再交付に関すること。 |
|--|

別表第六の二第二号中「認定に関すること」の下に「（県税・総務事務所を除く。）」を加え、同表の次に次の一表を加える。

| |
|--|
| 総務事務（総務商工）センター課長専決事項 一 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 |
|--|

別表第八を次のように改める。

別表第八（第十条関係）

| 専決者 | 第一代決者 | 第二代決者 |
|-----|---|------------|
| 副知事 | 主務部長 | 主務次長又は主務局長 |
| 部長 | 次長（次長を二人以上置く部にあつては当該次長が担当する事務に限る。） | 主務課長 |
| 次長 | 主務課長 | |
| 局長 | 主務課長 | |
| 課長 | 課長補佐（課長補佐を二人以上置く課にあつては当該課長補佐が担当する事務に限る。）（課内室に係る事務にあつては室長） | |

別表第九を次のように改める。

別表第九（第十条関係）

| 出先機関名 | 第一代決者 | 第二代決者 | 第三代決者 |
|----------|-----------------------|-----------------|-----------------|
| 東京事務所 | 次長（当該次長が担当する事務に限る。） | 課長（総務担当） | |
| 大阪事務所 | 次長 | 課長（企画広報担当） | |
| 福岡事務所 | 次長 | | |
| 消費生活センター | 副所長 | | |
| 県税・総務事務所 | 県税に関する事務にあつては管理課長又は納税 | 主務課長（宮崎県税・総務事務所 | 主務課長（宮崎県税・総務事務所 |

| | | | |
|-------------|-----------------------|------------|------|
| 自治学院 | 副院長 | 総務課長 | 主務課長 |
| 西臼杵支庁 | 次長（当該次長が担当する事務に限る。） | 総務課長 | 主務課長 |
| 消防学校 | 教頭 | 総務課長 | 主務課長 |
| 福祉こどもセンター | 副所長 | 総務課長 | 主務課長 |
| 福祉事務所 | 総務課長 | 主務課長 | 主務課長 |
| 保健所 | 次長（当該次長が担当する事務に限る。） | 総務企画課長 | 主務課長 |
| 衛生環境研究所 | 副所長 | 企画管理課長 | 主務課長 |
| 看護大学 | 副学長 | 事務局長（厚生補導に | 主務課長 |
| 身体障害者相談センター | 副所長 | 事務局長 | 主務課長 |
| こども療育センター | 事務局長 | 総務課長 | 主務課長 |
| 精神保健福祉センター | 副所長 | 総務課長 | 主務課長 |
| 食肉衛生検査所 | 副所長 | 総務課長 | 主務課長 |
| みやざき学園 | 副園長 | 総務課長 | 主務課長 |
| 県立産院 | 主任 | 総務課長 | 主務課長 |
| 林業技術センター | 副所長 | 管理研修課長 | 主務課長 |
| 木材利用技術センター | 副所長 | 企画管理課長 | 主務課長 |
| 計量検定所 | 主任 | 管理課長 | 主務課長 |
| 工業技術センター | 副所長（当該副所長が担当する事務に限る。） | 管理課長 | 主務課長 |

の県税に関する事務にあつては管理課長、総務事務センターの主管に係る事務にあつては総務事務センターの主管に係る事務にあつては総務事務センター課長（宮崎県税・総務事務所にあつては次長（当該次長が担当する事務に限る。））
副院長
次長（当該次長が担当する事務に限る。）
教頭
副所長
総務課長
次長（当該次長が担当する事務に限る。）
副所長
副学長
副所長
事務局長（厚生補導に関する事務にあつては学生部長、附属図書館に関する事務にあつては附属図書館長）
総務課長

| | | | |
|----------------|--|--|------|
| 食品開発センター | 副所長 | 管理課長 | 主務課長 |
| 産業技術専門学校 | 副校長 | 管理課長 | |
| 農林振興局 | 次長(当該次長が担当する事務に限る。) | 総務課長 | |
| 総合農業試験場 | 副場長(当該副場長が担当する事務に限る。) | 管理課長 | |
| 農業大学校 | 副校長(当該副校長が担当する事務に限る。) | 総務課にあつては総務課長、農学部にあつては農学部長、農業総合研修センターにあつては農業総合研修センター | |
| 病虫害防除・肥料検査センター | 副所長 | 所長 | |
| 家畜保健衛生所 | 管理課長(宮崎家畜保健衛生所にあつては副所長) | 管理飼料課長(宮崎家畜保健衛生所に限る。) | |
| 畜産試験場 | 副場長(当該副場長が担当する事務に限る。) | 管理課長 | |
| 高等水産研修所 | 主任 | | |
| 水産試験場 | 副場長(当該副場長が担当する事務に限る。) | 管理課長 | |
| 土木事務所 | 次長(当該次長が担当する事務に限る。)(日南土木事務所、串間土木事務所及び高岡土木事務所にあつては総務課長) | 総務課長(宮崎土木事務所、都城土木事務所、小林土木事務所、西都土木事務所、高鍋土木事務所、日向土木事務所及び延岡土木事務所に限る。) | |
| 建設技術センター | 副所長 | | |
| 港湾事務所 | 中部港湾事務所及び北部港湾事務所にあつては総務課長、油津港湾事務所にあつては港営課長 | | |
| 都市公園総合事務所 | 副所長 | | |

| | | | |
|-------------|-----|--|--|
| 東九州自動車用地事務所 | 副所長 | | |
|-------------|-----|--|--|

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第九号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員の駐在に関する規程(平成十九年訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

| 所属機関 | 駐在場所 | 担当区域 | 担当事務 |
|-------|--------------------------|-------------------------------------|------------------|
| 消防保安課 | 宮崎市大字赤江無番地(宮崎空港内) | 宮崎県 | 防災救急への運航に関すること。 |
| 水産政策課 | 宮崎市港二丁目六番地(水産会館内) | 宮崎県 | 漁業取締船の運航に関すること。 |
| | 延岡市愛宕町二丁目一五番地(延岡総合庁舎内) | 延岡市 日向市 東臼杵郡 西臼杵郡 | 水産業の改良普及に関すること。 |
| 工事検査課 | 宮崎市橋通東一丁目九番一〇号(四号館内) | 宮崎市 西都市 宮崎郡 東諸県郡 児湯郡 | 農業土木工事の検査に関すること。 |
| | 宮崎市 宮崎郡 東諸県郡 | 宮崎郡 児湯郡 | 土木工事の検査に関すること。 |
| | 日南市巨高二丁目二番地一(日南総合庁舎内) | 日南市 串間市 南那珂郡 | 土木工事の検査に関すること。 |
| | 郡城市北原町二四街区二二号(都城総合庁舎内) | 郡城市 日南市 小林市 串間市 えびの市 南那珂郡 北諸県郡 西諸県郡 | 農業土木工事の検査に関すること。 |
| | 郡城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡 | 郡城市 小林市 えびの市 北諸県郡 西諸県郡 | 土木工事の検査に関すること。 |
| | 西都市大字三宅下鶴九、四五番地(西都総合庁舎内) | 西都市 児湯郡 東臼杵郡 椎葉村 村大字大河内 | 土木工事の検査に関すること。 |
| | 日向市中町二番一四号(日向総合庁舎内) | 日向市 東臼杵郡(椎葉村大字大河内を除く。) | 土木工事の検査に関すること。 |
| | 延岡市愛宕町二丁目一五番地(延岡 | 延岡市 日向市 東臼杵郡 西 | 農業土木工事の検査に |

| | | | |
|------------|---|----------|--|
| | 総合庁舎内) | 臼杵郡 | 関すること。 |
| | | 延岡市 西臼杵郡 | 土木工事の検査に關すること。 |
| 福岡事務所 | 福岡市中央区天神一丁目一〇番二四号 (九州観光推進機構内) | | 観光に關する情報の収集及び宣伝に關すること。 |
| 宮崎県税・総務事務所 | 宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾二、七三五番地六 (宮崎県税・総務事務所分室庁舎内) | 宮崎県 | 一 証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税及び自動車取得税に關すること。 二 県税の収納及び納税証明に關すること。 |
| 水産試験場 | 日南市油津四丁目 (油津港内) | 宮崎県 | 漁業調査取締船の運航に關すること。 |

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

高速道対策局設置規程等を廃止する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十号

本 庁
各出先機関

高速道対策局設置規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

- 一 高速道対策局設置規程 (平成六年訓令第七号)
- 一 市町村合併支授室設置規程 (平成十五年訓令第五号)
- 二 危機管理庁設置規程 (平成十六年訓令第十一号)

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十一号

本 庁
各出先機関

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程の一部を改正する訓令

宮崎県財務規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める規程 (平成元年訓令第八号) の一部を次のように改正する。

別表別記様式第六十一号の項中「郵便局払依頼書」を「郵便貯金銀行払依頼書」に改め、同表別記様式第七十七号の項を次のように

改める。

| | |
|-----------|----------------|
| 別記様式第七十七号 | 請書 (一般) |
| | 請書 (工事) |
| | 変更請書 (工事) |
| | 請書 (測量等設計委託) |
| | 変更請書 (測量等設計委託) |

| | |
|-------|------|
| 第六百六条 | その 1 |
| 第六百六条 | その 2 |
| 第六百六条 | その 3 |
| 第六百六条 | その 4 |
| 第六百六条 | その 5 |

別記様式第四十五号中「県税事務所長殿」を「県税・総務事務所 殿」に改める。

別記様式第四十六号及び別記様式第四十七号中「県税事務所長」を「県税・総務事務所長」に改める。

別記様式第四十八号中

| | | | |
|--------------|---|-----------------|----|
| 県税事務所長 の印 | を | 県税・総務事務所長 の印 | に改 |
|--------------|---|-----------------|----|

め

別記様式第四十九号中「県税事務所長」を「県税・総務事務所長」に改める。

別記様式第六十一号 (別紙五) 中「郵便局払依頼書」

を「郵便貯金銀行払依頼書」に、

| | | | | | |
|------------------|----|---------------|---|------------------|-------|
| 郵便貯金銀行払 通知書番号 | に、 | 郵便局払 予定年月日 | を | 郵便貯金銀行払 予定年月日 | に改める。 |
|------------------|----|---------------|---|------------------|-------|

別記様式第七十七号 (その二) 中

| | | |
|---|---|---|
| 請 負 金 額 | 円 | を |
| (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円) (注「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出したものに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したものを加えたもので、諸負金額に5/105を乗じて得た額である。) | | |

| | | |
|---------------------|---|-----|
| 請 負 金 額 | 円 | に、「 |
| (消費税及び地方消費税額 円を含む。) | | |

設計書、仕様書及び仕様書並びに」を「設計図書及び」に、「の規定を守り」を「に従い、」に、「工事請負契約約款」を「宮崎県工事請負契約約款」に改め、同様式の次に次の三様式を加える。

様式第77号 (その3)

| | | |
|--|---|---|
| 変 更 請 書 (工事) | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 収 入 印 紙 </div> |
| 工事の目的 | | |
| 工事の場所 | | |
| 契約方法 | | |
| 変更内容 | 別冊変更図面及び仕様書のとおり | |
| 増 減 請 負 金 額 | 増額 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">円</div> 減額 (消費税及び地方消費税額 円を含む。) | |
| 変更後の 工期終期 | 年 月 日 | |
| 上記のとおり変更契約したので、この請書を提出します。 <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> 年 月 日 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;"> 宮崎県知事 殿 か い 長 </div> <div style="width: 40%; text-align: right;"> 請負者 住 所 氏 名 </div> <div style="width: 15%; text-align: right;"> ㊟ </div> </div> | | |

様式第 77 号 (その 4)

| | | |
|---|--------------------------|------------|
| 請 書 (測量等設計委託) | | 収 入 印 紙 |
| 委託業務の名称 | | |
| 委託業務の場所 | | |
| 契 約 方 法 | | |
| 業 務 委 託 料 | 円 (消費税及び地方消費税額 円を含む。) | |
| 履 行 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 契 約 保 証 金 額 | 円 | |
| 1 上記の業務の委託については、設計図書及び宮崎県財務規則に従い、誠実に履行します。 2 その他の契約事項については、 (<input type="checkbox"/> 土木設計業務等委託契約書) の定めるところによります。 (<input type="checkbox"/> 建築設計業務委託契約書) 3 上記各事項を契約した証として、この請書を提出します。 | | |
| 年 月 日 | | |
| 受注者 住 所 氏 名 | | |
| 宮崎県知事 殿 | | |
| かい長 | | |

様式第77号 (その5)

| | | |
|---|-------------------------------------|------------|
| 変 更 請 書 (測量等設計委託) | | 収 入 印 紙 |
| 委託業務の名称 | | |
| 委託業務の場所 | | |
| 契 約 方 法 | | |
| 変 更 内 容 | 別冊変更図面及び仕様書のとおり | |
| 増 減 業 務 委 託 料 | 増額 減額 (消費税及び地方消費税額 円を含む。) | 円 |
| 変 更 後 の 履 行 終 期 | 年 月 日 | |
| 上記のとおり変更契約したので、この請書を提出します。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> 宮崎県知事 殿 か い 長 </div> <div style="width: 35%; text-align: right;"> 受注者 住 所 氏 名 ㊟ </div> </div> | | |

附 則

この請書は、平成11年四月1日から施行する。

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十二号

本 庁
各 出 先 機 関
労働委員会事務局

宮崎県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員安全衛生管理規程(昭和六十二年訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「部等」を「部」に改め、同条第三号中「部等宮崎県部等設置条例」を「部 宮崎県部等設置条例」に、「設けられた部等」を「設けられた部」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 課 宮崎県行政組織規則第五条に規定する局(危機管理局、こども政策局及び観光交流推進局を除く。)及び課、同規則第六条第二項に規定する課並びに宮崎県労働委員会事務局処務規程(平成二年訓令第一号)第二条に規定する調整審査課をいう。
第二条第五号中「及び高速道対策局設置規程第二条第一項の規定により設けられた東九州自動車道用地事務所」を削る。

第六条(見出しを含む。)中「部等」を「部」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十三号

本 庁
各 出 先 機 関

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程の一部を改正する訓令

宮崎県住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程(平成十九年訓令第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号を次のように改める。

六 課 等 組織規則第五条に規定する局(危機管理局、こども政策局及び観光交流推進局を除く。)及び課並びに組織規則第六条第二項に規定する課をいう。

第四条第二項中「地域生活部長」を「総務部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十四号

本 庁
各 出 先 機 関

宮崎県行政情報化総合調整規程の一部を改正する訓令

宮崎県行政情報化総合調整規程(平成十九年訓令第八号)の一部

を次のように改正する。

第二条第六号中「宮崎県部等設置条例」を「宮崎県部等設置条例」に、「部等及び」を「部及び」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 課 等 組織規則第二条第三号に規定する出先機関、組織規則第五条に規定する局(危機管理局、こども政策局及び観光交流推進局を除く。)及び課並びに組織規則第六条第二項に規定する課をいう。

第四条第一項及び第二項、第五条並びに第六条中「地域生活部長」を「県民政策部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

宮崎県工事検査規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第十五号

本 庁
各 出 先 機 関

宮崎県工事検査規程の一部を改正する訓令

宮崎県工事検査規程(昭和五十五年訓令第九号)の一部を次のように改正する。

第三条中「技術検査課長、技術検査監」を「工事検査課長、工事検査監」に改める。

第十一条中「いづれかに」を「いずれかに」に改める。

第十二条第一項中「環境森林部、農政水産部及び県土整備部」を削り、同条第二項中「工事検査委員会」を「委員会」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

人事委員会規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第二十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十二年宮崎県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

| | | |
|-------|---------|---|
| 児童相談所 | (1) 保育士 | を |
|-------|---------|---|

| | | |
|-----------|---------|----|
| 福祉こどもセンター | (1) 保育士 | に改 |
|-----------|---------|----|

める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。